

公 告

県営水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型））三ヶ日本坂地区の事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、変更後の計画の概要を縦覧するので、この旨を公告する。

なお、この計画の概要に意見のある者は、令和7年6月24日までに意見書を提出されたい。

令和7年5月26日

静岡県知事 鈴木 康友



1 縦覧する書類の名称

県営土地改良事業計画変更概要書

2 縦覧期間

令和7年5月28日から令和7年6月24日まで

3 縦覧場所

静岡県西部農林事務所（浜松市中央区中央1丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎内）
静岡県西部農林事務所のホームページ

（<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/seibunorin/index.html>）

4 意見書の提出方法

書面にて県知事あて提出

5 意見書の提出先

静岡県西部農林事務所（担当：用地管理課）